

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月8日
【届出者の氏名又は名称】	住友林業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03(3214)2201
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営企画部長 大谷 信之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	住友林業株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、住友林業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社L e T e c hをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年4月1日付で、株式会社エルティールにより、その所有する対象者のA種種類株式2,000株に係る普通株式対価の取得請求権が行使されたことにより、対象者から、2025年4月3日付で、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含み、以下「開示府令」といいます。以下同じです。)第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づく臨時報告書、並びに対象者が2025年3月13日に提出した法第24条の5第4項及び開示府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書が提出されました。

これに伴い、公開買付者が2025年3月31日に提出した公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、また、当該臨時報告書と臨時報告書の訂正報告書を添付書類として追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
 - 2 買付け等をする株券等の種類
 - 3 買付け等の目的
- 第5 対象者の状況
 - 4 継続開示会社たる対象者に関する事項
 - (1) 対象者が提出した書類
 - 臨時報告書
 - 訂正報告書
 - 6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

2 【買付け等をする株券等の種類】

(3) A 種種類株式

(訂正前)

(前略)

(注 3) 本書提出日現在、対象者は A 種種類株式 2,000 株を発行しており、その全てを株式会社エルティー(以下「エルティー」といいます。)が所有しておりますが、エルティー及びその完全親会社である合同会社エメラルド(以下「エメラルド」といい、エルティー及びエメラルドを個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)は、本応募契約(下記「3 買付け等の目的」の「(1) 本両公開買付けの概要」に定義します。)において、その所有する A 種種類株式の全てについて、第一回公開買付け開始日の翌営業日に、普通株式対価の取得請求権を行使し、それにより交付される対象者株式(以下「A 種種類株式転換後普通株式」といいます。)の全てを第一回公開買付けに応募することを公開買付者との間で合意しております。本応募契約に基づき、第一回公開買付け開始日の翌営業日に普通株式対価の取得請求権を行使した場合にエルティーが交付を受ける A 種種類株式転換後普通株式の数は、5,742,465 株です。

(訂正後)

(前略)

(注 3) 本書提出日現在、対象者は A 種種類株式 2,000 株を発行しており、その全てを株式会社エルティー(以下「エルティー」といいます。)が所有しておりますが、エルティー及びその完全親会社である合同会社エメラルド(以下「エメラルド」といい、エルティー及びエメラルドを個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)は、本応募契約(下記「3 買付け等の目的」の「(1) 本両公開買付けの概要」に定義します。)において、その所有する A 種種類株式の全てについて、第一回公開買付け開始日の翌営業日に、普通株式対価の取得請求権を行使し、それにより交付される対象者株式(以下「A 種種類株式転換後普通株式」といいます。)の全てを第一回公開買付けに応募することを公開買付者との間で合意しております。本応募契約に基づき、第一回公開買付け開始日の翌営業日に普通株式対価の取得請求権を行使した場合にエルティーが交付を受ける A 種種類株式転換後普通株式の数は、5,742,465 株です。エルティーは、第一回公開買付け開始日の翌営業日である 2025 年 4 月 1 日付で、その所有する A 種種類株式 2,000 株に係る普通株式対価の取得請求権を行使し、A 種種類株式転換後普通株式 5,742,465 株を取得しております。

3 【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

(注4) エルティーは、第一回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。)中の2025年4月14日を効力発生日として、エルティーの完全親会社であるエメラルドを存続会社とする吸収合併(無対価合併。以下「本吸収合併」といいます。)を行う予定であり、本吸収合併により、効力発生日に、本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務が包括的にエメラルドに承継される予定です。また、エルティー及びエメラルドは、いずれも本応募契約の当事者として、本応募合意株式について第一回公開買付けに応募する義務を負っております。これらにより、本吸収合併の効力発生日後も、本応募合意株主によって第一回公開買付けに本応募合意株式が応募されることとなりますので、本吸収合併が実施されることによる第一回公開買付けへの影響は特段生じないものと見込まれます。本吸収合併の詳細については、対象者が2025年3月13日に公表した「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注4) エルティーは、第一回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。)中の2025年4月14日を効力発生日として、エルティーの完全親会社であるエメラルドを存続会社とする吸収合併(無対価合併。以下「本吸収合併」といいます。)を行う予定であり、本吸収合併により、効力発生日に、本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務が包括的にエメラルドに承継される予定です。また、エルティー及びエメラルドは、いずれも本応募契約の当事者として、本応募合意株式について第一回公開買付けに応募する義務を負っております。これらにより、本吸収合併の効力発生日後も、本応募合意株主によって第一回公開買付けに本応募合意株式が応募されることとなりますので、本吸収合併が実施されることによる第一回公開買付けへの影響は特段生じないものと見込まれます。本吸収合併の詳細については、対象者が2025年3月13日に公表した「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2025年4月2日に公表した「親会社及びその他の関係会社の異動並びに「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

(後略)

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年3月13日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年3月13日に近畿財務局長に提出

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年4月3日に近畿財務局長に提出

【訂正報告書】

(訂正前)

訂正報告書(上記 に記載の第23期有価証券報告書の訂正報告書)を2023年11月10日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

訂正報告書(上記 に記載の第23期有価証券報告書の訂正報告書)を2023年11月10日に近畿財務局長に提出

訂正報告書(上記 に記載の2025年3月13日提出に係る臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月3日に近畿財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

(1) 2025年7月期の期末配当予想の修正(無配)

対象者は、2025年3月28日開催の対象者の取締役会において、本両公開買付けが成立することを条件に、2025年7月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年3月28日付で公表しております「2025年7月期の期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。なお、対象者プレスリリースによれば、2025年7月期の中間配当を実施することについては、対象者が2025年3月17日付で公表しております「剰余金の配当(中間配当の実施)に関するお知らせ」でお知らせした内容から変更はないとのことです。

(訂正後)

(1) 2025年7月期の期末配当予想の修正(無配)

対象者は、2025年3月28日開催の対象者の取締役会において、本両公開買付けが成立することを条件に、2025年7月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年3月28日付で公表しております「2025年7月期の期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。なお、対象者プレスリリースによれば、2025年7月期の中間配当を実施することについては、対象者が2025年3月17日付で公表しております「剰余金の配当(中間配当の実施)に関するお知らせ」でお知らせした内容から変更はないとのことです。

(2) 親会社の異動

2025年4月1日付で、エルティーにより、その所有する対象者のA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことにより、エルティーは対象者の親会社に該当することとなったとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年4月2日付で公表しております「親会社及びその他の関係会社の異動並びに「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

対象者が、2025年4月3日付で、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づく臨時報告書、並びに対象者が2025年3月13日に提出した法第24条の5第4項及び開示府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を近畿財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。